に、

電子管、半導体素子、回路及び液晶素子

を

電子管、半導体素子、回路及び液晶素子、太陽電池モジュール及び電気二重層キャパシタ

に、

電子計算機本体及び関連装置
電子計算機本体
周辺装置
端末装置
プラズマモニター
プロジェクタ
入出力装置（外部記憶装置（内蔵型を含む。））

を

電子計算機及び情報端末

に、

電子計算機本体
はん（汎）用コンピュータ（メインフレーム）
ミッドレンジコンピュータ
パーソナルコンピュータ

に、

乾電池蓄電池	酸化銀電池
	アルカリマンガン乾電池
	リチウム電池
	鉛蓄電池
	アルカリ蓄電池
	リチウムイオン蓄電池

に改め、同表輸送機械器具の項中

自動車（二輪自動車及び自動車用自転車を除く。）

を

乾電池蓄電池
酸化銀電池
アルカリマンガン乾電池
リチウム電池

に、

乗用車（シャシーのみのものを含む。）
バスシャシー（完成車を含む。）
トラックシャシー（完成車を含む。）
特殊自動車トレーラ車体

を

自動車（戦闘用自動車を除く。）
乗用車
バスシャシー（完成車を含む。）
トラックシャシー（完成車を含む。）
特殊自動車トレーラ車体

に、

自動車部品
内燃機関電装品（自動車用以外のものを含む。）

を

自動車部品
内燃機関電装品（自動車用以外のものも含む。）
二輪自動車部品
エンジン気化器ショックアブソーバ計器類ブレーキ装置

に改め、

二輪自動車及び部品			
二輪自動車（モータースクータを含む。）二輪自動車部品	従事者百名以上のもの	機械器具（その二部十二）	翌月十日	経済産業局長
	従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具（その二部十二）	翌月十日	都道府県知事
	経済産業大臣の指定するもの	機械器具（その二部十二）	翌月十五日	経済産業大臣

を削り、同表その他の機械の項中

武器	武器	全部	翌月十五日

を削り、

銑鉄鋳物球状黒鉛鋳鉄	従事者百名以上のもの	機械器具（その四十九）月報（その一部	翌月十五日	経済産業大臣
	従事者二十名以上百名未満のもの			

を

銑鉄鋳物球状黒鉛鋳鉄	従事者百名以上のもの			
	従事者三十名以上百名未満のもの			

に